

# 労農記者クラブ提供

大 阪 労 働 局 発 表 平成 2 4 年 8 月 3 0 日 平成 2 4 年 8 月 3 1 日 官 報 公 示 後 解 禁

#### 大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502 夜間 06-6949-6504

# 平成24年度「大阪府最低賃金」の改正決定について 14円引上げ 時間額800円に

1 大阪労働局長(局長 西岸正人)は、平成24年8月31日(金) 下記の とおり「大阪府最低賃金」について時間額800円(引上げ額14円)とす る改正決定を行い、官報公示した。

これにより、<u>大阪府最低賃金は、平成24年9月30日から800円に引</u>き上げられることになる。(別添1・2参照)

- 2 今回の改正により、大阪府内の生活保護水準と最低賃金との乖離額(最新 データで算定した額:15円)全額を解消するには至らず、来年度での解消 を目指すこととなる。
- 3 大阪府最低賃金は、府内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場 で働くすべての労働者に適用される。
- 4 今後、大阪労働局においては、改正後の大阪府最低賃金について、府内の 事業場はもとより広く府民に周知を図ることとしている。

記

時間額	引上げ額	引上げ率 改正決定日		発 効 日
	(対前年)	(対前年)	(官報公示日)	
800円	14円	1.78%	平成 24 年 8 月 31 日	平成 24 年 9 月 30 日

最低賃金の改正決定に関する公示大阪労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金(昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成 2 4 年 8 月 3 1 日

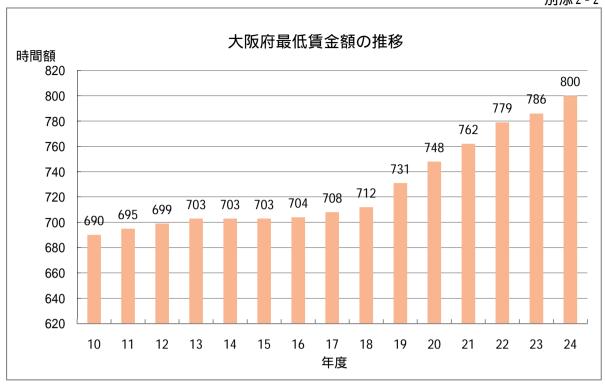
大阪労働局長 西岸 正人

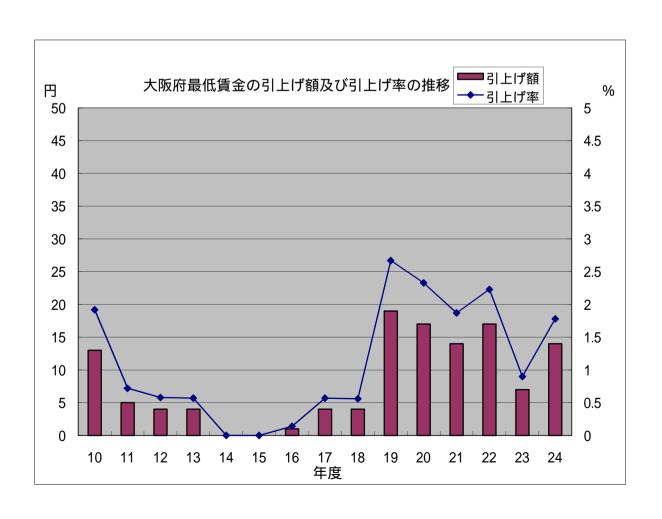
第4号中「1時間786円」を「1時間800 円」に改める。

# 地域別最低賃金額の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
時間額	677円	690円	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円
引上げ額 (時間額)	15円	13円	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円
引上げ率	2.27%	1.92%	0.72%	0.58%	0.57%	0%	Ο%	0.14%	0.57%	0.56%

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	2 4年度
時間額	731円	748円	762円	779円	786円	800円
引上げ額 (時間額)	19円	17円	14円	17円	7円	14円
引上げ率	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%





#### 最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、 それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなさ れます。

### 【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

# 地域別最低賃金 (大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」)

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められおり、産業や職種にかかわりなく、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

### 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています。

なお、年齢、業務内容等による適用除外があります。

# 地域別最低賃金決定の仕組み

